

<名の変更許可>

1 概要

正当な事由によって、戸籍の名を変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。

正当な事由とは、名の変更をしないとその人の社会生活において支障を来す場合を言い、単なる個人的趣味、感情、信仰上の希望等のみでは足りないと言われています。

2 申立人（申立てができる人）

名の変更をしようとする者（15歳未満のときは、その法定代理人が代理します。）

3 申立先

申立人の住所地の家庭裁判所

申立人の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

（申立人の住所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

申立人の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・110円切手×5枚	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）※3	
⑤	名の変更の理由を証する資料 ※4	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話

話の番号でも可)。

- ※3 戸籍謄本(全部事項証明書)は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※4 通称名を永年使用したことを理由とする申立ての場合には、申立時ではなく、審問の期日等にその資料の提示を求める場合もあります。

## 5 その他

**【郵送提出の場合の宛先(支部を管轄とするものを除く。)】**

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付(事件係) あてに送付してください。

**【問い合わせ】**

電話番号 075-722-7211(代)

京都家庭裁判所 家事申立受付(事件係) (受付後は担当の係にお問い合わせください。)